

福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言のポイント

1. 検討の視点及び基本的方向

- (1) 30～40 年後の地域の姿を見据えた 2020 年の課題と解決の方向
- (2) 基本的方向
 - ・ 人口減少・少子高齢化社会の下で自立した地域・生活の実現
 - ・ 世界に発信する新しい福島型の地域再生
 - ・ 復興拠点相互の補完、広域連携の拡充・強化による持続可能な地域
- (3) 困難な条件下で将来展望が見いだせない中でも、希望を持てるような将来像を提案

2. 目指すべき 30～40 年後の地域の姿

- ・ 12 市町村全体の空間線量は、物理減衰のみでかなり低減の見通し
- ・ 復興拠点やインフラ、生活関連サービス等の整備による利便性の高い生活環境の実現、新産業の創出、自然、文化等の回復・継承など夢の持てる地域づくりにより、震災前の人口見通しを上回る回復の可能性
- ・ 帰還する方、新たに移住してくる方、この地域外で新たな生活を始めた方、外から応援する方たちが世代を超えてつながり、誇り、愛着の持てる地域
- ・ 研究開発拠点、ロボット産業や廃炉関連産業の集積により、世界最先端の産業・研究拠点及び世界をリードする人材の輩出
- ・ 地域のエネルギー需要をまかない、復興・再生にも貢献する「再生可能エネルギー先駆けの地」
- ・ 歴史文化や景勝地等の既存の観光資源と先端技術拠点等の新たな観光資源による多くの観光客の来訪
- ・ 人口減少、高齢化問題を克服する地方創生の先導モデルの実現
(将来を担うこととなる子供たちの意見も聴取（子ども会議、アンケート）)

3. 2020年に向けた具体的な課題と取組

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月閣議決定）に沿って、①避難指示解除準備区域・居住制限区域においては、遅くとも事故から6年までに避難指示が解除され、復興の姿が見えている状況、②帰還困難区域においては、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について区域見直し等が検討され、復興に向けて動き出している状況

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出

（新産業の創出と事業・生業の再建）

- ・ 新たな官民合同チームによる一次産業を含む12市町村の事業者（8,000社）への訪問・相談による自立・再生
- ・ イノベーション・コースト構想の実現による新産業創出

（基幹産業である農林水産業の再生）

- ・ 試験栽培や農業復興組合の設立による農地管理など営農再開に向けた取組
- ・ すぐに営農再開が困難な地域における将来の営農再開に向けた農地管理、集約化、担い手確保
- ・ CLT（直交集成板）生産・活用、木質バイオマス利用促進等による林業再生
- ・ 県産品を食べて応援する「福島フードファンクラブ（FFF）」等による新たな販路拡大

(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護

- ・ 地域にとって必要な2次医療体制の確保
- ・ 新たな介護保険制度も活用して地域で高齢者を見守る「地域包括ケア」の実現
- ・ 医療人材不足問題解決のためのICT等の導入・活用

(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり

- ・ 「ふたば未来学園」など各校及び連携における復興人材育成のための先進教育
- ・ 新たな産業構造下で求められる中核産業人材育成

(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携

- ・常磐自動車道やふくしま復興再生道路等の整備による広域的なネットワークの実現、住民の帰還促進、住民生活・産業集積の活発化
- ・コンパクトなまちづくりと復興拠点の具体化・実現、復興拠点間の相互補完による地域一体のまちづくり
- ・市町村単独での公共的サービス機能の限界を踏まえ、地域公共交通、医療、農業など公共的サービスの広域連携に向けた検討体制の構築

(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

- ・2020年を一つの目標とした観光振興、復興の姿のアピールに向けた検討
- ・伝統文化の継承と県内外住民の文化・芸術イベント実施
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活かした取組

4. 実現に向けて

- ・福島12市町村を復興・再生させることは国の責務
- ・福島12市町村が抱える共通する課題は広域的。広域自治体として県が果たすべき役割も大きい
- ・今後、国、県、その他の関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化、実現に向けて速やかに取り組む。そのための取組体制の構築を検討
- ・震災から10年以降の福島の復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題。